

民間業者がごみを収集する マンションなどにお住まいの皆様へ



京都市では、平成27年10月にスタートした、ごみ半減をめざす「しまつのこころ条例」[※]に基づき、市民・事業者の皆様とともに、**ごみを出さないライフスタイルへの転換と分別・リサイクルの徹底**に取り組んでいます。ご協力をお願いします。(※「京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」の愛称)

ごみを出さないライフスタイル

食品ロス (食べ残しや手付かず食品) や **レジ袋の削減** などにご理解とご協力をお願いします。



分別・リサイクルの徹底

次のリサイクルできるごみなどについては、**必ず分別**して出してください。

紙類

新聞, ダンボール, 紙パック, 雑がみ (チラシ・カタログ, 紙箱, 紙袋, 包装紙, 封筒, 雑誌など)



プラスチック製の「容器」と「包装」

トレイ類, ボトル類, 袋類, カップ類, キャップ類, 緩衝材 (発泡スチロールなど) など



缶・びん・ペットボトル

飲料・食品用の缶やびん, 飲料・酒類・しょうゆ用などのペットボトル



小型金属類・スプレー缶

なべ, やかんなどの最長部分がおおむね30cm以下の金属類・スプレー缶



民間業者が収集する場合, お住まいのマンション等によってルールが異なる場合があります。必ずお住まいのマンションの管理者等にルールを確認してごみを出してください。

